

平成 17 年 5 月

富山市議会定例会  
市長提案理由説明要旨

富 山 市

市議会臨時会に提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

はじめに、契約案件につきましては、来年 4 月の開業を予定しております富山港線の路面電車化工事を今年度内に完了するため、「都市計画道路綾田北代線及び富山駅北線軌道路盤設置工事」など 2 件の請負契約を締結するものであります。

次に、その他案件につきましては、土地の処分として、金屋企業団地の分譲地を売却するもの、及び、企業団地用地を売却するもの、の 2 件であります。

次に、報告案件につきましては、まず、新富山市の設置に伴い、地方自治法施行令第 2 条の規定により、市長職務執行者が調製いたしました平成 17 年度富山市一般会計暫定予算など 24 件の暫定予算を報告し、承認を求めるものであります。

今回の暫定予算は、経常的経費及び義務的経費の 4 月から 6 月までに必要な経費を中心に、旧市町村の継続事業、債務負担行為に係る経費、国の認証を得るために予算計上が必要な公共事業費、工期上暫定予算に計上が必要な工事費等の経費、各種団体の運営管理費に対する助成経費の一部及び新市記念式典等、本予算成立前に予算執行が必要な経費についても計上し、旧市町村における平成 16 年度予算のうち、平成 17 年 4 月以降に発生する未収金、未払金を加えて編成したものであります。

その結果、暫定予算の規模は、  
一般会計が 666 億 7,300 万余円  
特別会計が 477 億余円

企業会計が 124 億 800 万余円

総額 1,267 億 8,300 万余円

となっております。

また、専決処分の報告といたしましては、新富山市の設置に伴い、4月1日から即時施行が必要なことから、市長職務執行者が専決いたしました「富山市役所の位置を定める条例ほか 298 件の条例制定の件」など 11 件、及び、「富山市助役定数条例制定の件」に係る専決処分について承認を求めるもの、さらに、合併前の市町村における専決処分について、承認を求めるもの 1 件及び報告するもの 1 件であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。